

# 青森県報

第二千八百号

平成十九年  
七月二日

(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の徴収事務の委託……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商 工 政 策 課) …… 一
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(河 川 砂 防 課) …… 三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経 営 支 援 課) …… 五
- 右 同……………( 同 ) …… 六
- 右 同……………( 同 ) …… 七
- 開発行為に関する工事の完了……………(建 築 住 宅 課) …… 八
- 建設業者の許可の取消し……………( 県 北 地 域 民 局 ) …… 八
- 公安委員会
- 警備員等の検定の実施……………(企 画 課) …… 八

## 告 示

## 示

青森県告示第五百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、

社会福祉法人青森県社会福祉協議会に対し、平成十九年七月二日から平成二十年三月三十一日までの間における介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	実 施 場 所	検査対象区域
八月二十三日 午前十一時三十分から 午後一時三十分まで	百目木「川崎精米所」	検査対象区域
" 午後二時三十分から 午後九時三十分まで	有畑「高橋松次郎宅」車庫	横浜町
八月二十四日 午前九時三十分から 正午まで	横浜町役場前	
" 午後一時から 午後二時まで		
八月二十八日 午前十一時から 正午まで	二川目地区生活会館	
" 午後一時三十分から 午後三時まで	ももいし農業協同組合 一川目事業所	
八月二十九日 午前九時から 午前十一時三十分まで	おいらせ町役場分庁舎第二駐 車場	おいら せ町
" 午後一時から 午後三時まで	" 本庁舎裏車庫	
八月三十日 午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	下田町農業協同組合 野菜センター	

九月三日	午前十時三十分から 正午まで	大浦地区学習等供用施設
九月四日	午前十時三十分から 正午まで	東北町役場本庁舎裏車庫
"	午後一時から 午後二時まで	
九月五日	午前十時三十分から 正午まで	東北町
"	午後二時から 午後二時三十分まで	
九月六日	午後二時から 午後二時三十分まで	農村環境改善センター
九月七日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	千曳地区学習等供用センター
"	午後二時から 午後二時三十分まで	中央公民館
九月十一日	午前十時三十分から 正午まで	とうほく天間農業協同組合 坪地区倉庫
"	午後一時から 午後二時三十分まで	
九月十二日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	榎林集会所
"	午後二時から 午後二時三十分まで	七戸町役場裏車庫
九月十三日	午前十時三十分から 正午まで	
"	午後一時から 午後二時三十分まで	七戸町
九月十九日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	荒屋平精米所
九月二十日	午前十時三十分から 正午まで	山谷栄助精米所
"	午後二時から 午後二時三十分まで	七戸庁舎車庫

九月二十一日	午前十時三十分から 正午まで	六戸町役場車庫	六戸町
"	午後一時から 午後二時三十分まで		
九月二十六日	午前十一時から 正午まで	六戸町役場車庫	六戸町
"	午後一時から 午後三時まで		
九月二十七日	午前九時三十分から 正午まで	おいらせ農業協同組合七百出張所	六戸町
十月三日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	千歳平地区公民館	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	倉内地区集会所	六ヶ所
十月四日	午前十一時から 正午まで	六ヶ所村役場平沼支所	
"	午後二時三十分から 午後二時三十分まで	旧室ノ久保中学校	六ヶ所
十月五日	午前九時三十分から 午後十一時三十分まで	泊地区公民館	
"	午後二時から 午後二時三十分まで	中央公民館	六ヶ所
十月十日	午後三時三十分から 午後三時三十分まで	馬門公民館	
十月十一日	午前十時三十分から 正午まで	町立体育館	町野辺地
"	午後一時から 午後三時まで		
十月十二日	午前十時三十分から 正午まで	町立体育館	町野辺地
"	午後二時から 午後二時三十分まで		

青森県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三八号	下北郡大間町大字大間字奥戸上道二二の七から 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の五九まで 下北郡大間町大字大間字奥戸上道二九の三から 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の四九まで 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の五九まで	前	七〇・二〇メートルから 七〇・〇〇メートルまで	三、一二八・九二メートル	
			下北郡大間町大字大間字奥戸上道二二の七から 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の四九まで	前	七〇・二〇メートルから 三八・〇〇メートルまで	二、一〇〇・〇〇メートル	
			下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の五九まで	後	七二・〇〇メートルから 三九・〇〇メートルまで	三、一二八・九二メートル	

青森県告示第五百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 材木土砂災害警戒区域及び材木土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 奥戸二号土砂災害警戒区域及び奥戸二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 奥戸土砂災害警戒区域及び奥戸土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

四 向町二号土砂災害警戒区域及び向町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 向町土砂災害警戒区域及び向町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 材木川目土砂災害警戒区域及び材木川目土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 新釜一号土砂災害警戒区域及び新釜一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 新釜二号土砂災害警戒区域及び新釜二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 黒岩一号土砂災害警戒区域及び黒岩一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 黒岩二号土砂災害警戒区域及び黒岩一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 奥戸三号土砂災害警戒区域及び奥戸二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 小奥戸土砂災害警戒区域及び小奥戸土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 大間平土砂災害警戒区域及び大間平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

公 告

下北郡大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 中島龍成 株式会社ナリタ 青森市桜川六丁目一二の四 代表取締役 成田勝雄	共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 中島龍成	平成 二七・二・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエタ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三外

四 届出年月日

平成十九年六月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年七月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変更 年月日
下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 代表取締役 村上教行	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 代表取締役 西尾徹一	平成 一九・五・一五				

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 岡田元也外

四 届出年月日

平成十九年六月六日

五 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年七月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 西尾徹二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の九 代表取締役 渡辺忠一	変更後	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の九 代表取締役 佐々木博一	変更年月日	平成一九・五・二
-----	--	-----	---	-------	----------

株式会社キャビン  
東京都渋谷区代々木四丁目六二  
の一七  
代表取締役社長兼CEO 吉江  
謙二

株式会社キャビン  
東京都新宿区西新宿三丁目一五  
の五ライオンズマンション西新  
宿一階  
代表取締役社長兼CEO 吉江  
謙二

株式会社麦の穂  
大阪府大阪市北区天神橋二丁目  
二の一〇  
代表取締役 廣田雄二

株式会社麦の穂  
大阪府大阪市北区天神橋二丁目  
二の一〇  
代表取締役社長 田中慎一

イトキン株式会社  
大阪府大阪市西区南堀江一丁目  
四の一九  
代表取締役 辻村章夫

イトキン株式会社  
大阪府大阪市西区南堀江一丁目  
四の一九  
代表取締役 辻村章夫

株式会社ムカイ  
静岡県静岡市駿河区中野新田一  
二五の一  
代表取締役 向井正太郎

株式会社ムカイ  
静岡県静岡市駿河区中野新田一  
二五の一  
代表取締役 向井正太郎

株式会社キャメル珈琲  
東京都世田谷区代田二丁目三  
の八  
代表取締役 尾田信夫

株式会社キャメル珈琲  
東京都世田谷区代田二丁目三  
の八  
代表取締役 尾田信夫

株式会社N・S・マネージメン  
ト  
弘前市大字清水森字村元五の一  
代表取締役 瀬田石昇

株式会社N・S・マネージメン  
ト  
弘前市大字清水森字村元五の一  
代表取締役 瀬田石昇

株式会社カーム  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中  
央一の一パークホームズ一〇  
一号  
代表取締役 小野澤成四

株式会社カーム  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中  
央一の一パークホームズ一〇  
一号  
代表取締役 小野澤成四

四 届出年月日

平成十九年六月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年七月二日から同年十一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。  
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二二〇の一、二二〇の一五、二二〇の一八から二二〇の二二まで、二二一の三四及び二二一の五九から二二一の六一まで(第四工区)	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五六ヶ所村

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成十九年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田中鉄筋工業

二 代表者の氏名 田中 岩男

三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字中道四七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第六〇〇二〇号

五 取消年月日 平成十九年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第七十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)以下「法」という。(第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)以下「検定規則」という。(第七条の規定により公示する。)

平成十九年七月二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十九年十月十八日(木) 午前九時から午後五時まで

2 場所



青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成十九年七月二十四日(火)から同年八月十七日(金)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(二) 生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(三) 生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

2

電話〇一七 七三三 四二二一内線三〇四五  
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭